

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定によって、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（消防設備士講習）を次のとおり実施する。

令和七年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 受講対象者

消防設備士の免状の交付を受けている者は、次の期間内にこの講習を受講しなければならない。

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から二年以内
- 2 前回の講習を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内

二 講習月日及び場所

講 習 区 分	免 状 の 種 類 及 び 区 分	講 習 月 日	場 所
特殊消防用設備等	甲種特類	一〇月二三日（水）	広島市
消火設備	甲種第一類 甲種第二類 甲種第三類 乙種第一類 乙種第二類 乙種第三類	一〇月三二日（金）	福山市
		一月五日（水）	広島市
		一月六日（木）	広島市
		一月七日（金）	広島市
		一〇月二九日（水）	福山市
警報設備	甲種第四類 乙種第四類 乙種第七類	一〇月三〇日（木）	福山市
		十一月一日（火）	広島市
		十一月二日（水）	広島市
		十一月三日（木）	広島市
		十一月四日（金）	広島市
避難設備・消火器	甲種第五類 乙種第五類 乙種第六類	一〇月二七日（月）	福山市
		一〇月二八日（火）	福山市
		十一月八日（火）	広島市
		十一月九日（水）	広島市
		十一月二〇日（木）	広島市

注一 受講申請書を受理した後、講習月日及び会場を指定した受講票を本人宛てに送付する。

二 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
1 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	午前九時から午前十一時三〇分まで
2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	午後〇時一五分から午後四時一五分まで
3 効果測定	午後四時一五分から午後四時四十五分まで

四 講習科目の一部免除

消火設備、警報設備及び避難設備・消火器のいずれかの講習を受けた後、六か月以内に他の区分の講習を受けようとする者は、前記三の表中1（工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項）の受講を免除する。

五 受講手続

1 受講申請書の受付期間

令和七年八月一日（金）から令和七年八月二十九日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 受講申請書の提出先

一般財団法人広島県消防設備協会（〒七三〇―〇〇三七 広島市中区中町八番一八号）
一般財団法人広島県消防設備協会東部支所（〒七二〇―〇〇八二五 福山市沖野上町五丁目一三番八号（福山地区消防組合消防局予防課内））

郵送の場合は、一般財団法人広島県消防設備協会宛とする。封筒の表に「消防設備士講習受講申請書在中」と朱書きし、簡易書留便とすること。

3 受講申請書は、受講該当者に郵送又は一般財団法人広島県消防設備協会及び一般財団法人広島県消防設備協会東部支所で配布する。

六 受講手数料

1 受講手数料

七千円

なお、受講申請書受理後は、書類及び手数料は原則として返還しない。

2 受講手数料の納付方法

専用の講習手数料納付書により金融機関で払い込み、払込証明書を受講申請書の所定の欄に貼ること。

七 講習当日の受付

講習当日は、午前八時四十分から受付を開始する。

受講者は、受講票及び消防設備士免状を受付に提出すること。

八 講習修了証明

講習修了の証明は、消防設備士免状に記入する。

なお、この消防設備士免状は、講習終了後に返却する。

九 その他

1 講習のテキストは、当日会場で配布する。

- 2 その他講習についての問合せは、一般財団法人広島県消防設備協会（電話（〇八二）二四三―二〇〇二）又は広島県危機管理監消防保安課（電話（〇八二）五一三―二七九一（ダイヤルイン））にすること。